

日本ミニトン協会関西支部規約

(名 称)

第1条 本支部は、日本ミニトン協会関西支部という。

(事務所)

第2条 本支部は、事務局を関西地域に置く。

(目 的)

第3条 本支部は、ミニトン関西選手権および関西水域で行われるミニトン全日本選手権を開催し、 ミニトン協会会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(構成)

第4条 本支部は、関西水域のミニトン協会会員をもって構成する。

(会 員)

第5条 本支部を構成する関西水域の日本ミニトン協会会員は、ミニトン関西選手権大会およびミニトン全日本選手権に参加し、ミニトン協会への入会金(初年度のみ)および年会費を支払ったスモールョット(CR;750以上、IRC=TCC;0.881以下)のオーナーとする。

2 会員は1艇1名とし、複数のオーナーがある場合は代表オーナーが会員となる。

(議決権)

第6条 会員には議決権が認められる。ただし第5条の条件を満たさなくなった場合、もしくは年会費を2年以上納めることがなかった者は、総会における議決権を失うものとする。但し、年会費の納入とともにその議決権は復活する。

(役員の選任)

第8条 前条の各役員は、立候補または他の会員の推薦による候補者の中から総会において選任する。

(役員の職務)

第9条 1 支部長は、支部を代表し総括する。

2 事務局長は、支部運営に関する事務及び会計を行う。また支部長を補佐し、支部長がその職務に支障ある場合はその職務を代理し、支部長が欠けた時はその職務を行う。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧 問)

- 第11条 1 本支部に顧問若干名を置くことができる。
 - 2 顧問は、役員が推薦し、支部長が委嘱する。
 - 3 顧問は、支部長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。



(実行委員会の設置)

第12条 本支部は、総会において、その総会以降に行われる下記の大会の実行委員会を組織し、 実行委員長を選任しなければならない。

- ① ミニトン関西選手権大会。
- ② 関西水域で行われるミニトン全日本選手権大会。

(会 議)

第13条 会議は総会、実行委員会とする。

(総 会)

- 第14条 1 総会は、通常総会及び臨時総会とし、支部長が招集し、議長は互選とする。
- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。 (毎年12月末迄)
- 3 臨時総会は、支部長が必要と認めたとき、又は議決権のある会員の過半数が要請した時。

(役 員)

- 第7条 本支部に次の役員を置く。
 - ① 支部長 1名
 - ② 事務局長 1名
- 2 総会の目的事項を記載した文書をもって請求したときは、支部長は、その請求のあった日から 30日以内に招集しなければならない。
- 3 総会を招集しようとするときは、開催日の7日前までに、会議の目的事項、日時及び場所を示した文書をもって、会員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、直ちに討議することが出来るが、支部長から会員への説明がなされる義務を負う。

(総会の議決事項)

- 第15条 総会は、次の事項を審議決定する。
 - ① 支部運営に関する基本方針、事業計画および収支計算、事業報告および収支決算。
 - ② 役員、実行委員、および実行委員長の選任。
 - ③ 役員より総会に付議された事項。
 - ④ その他複数の会員により提案された事項。

(総会の定足数及び議決)

- 第16条 総会は会員の5分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することはできない。
- 2 総会の議事は、出席した会員の過半数の議決をもって、これを決し、可否同数の時は議長が決定する。
- 3 総会に出席することのできない会員は書面をもって、議決し、または他の出席者に議決権の代行を委任することがで、その会員は出席したものとみなす。



(議事録)

- 第17条 総会の議事については議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、事務局長が作成し、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長が署名するものとする。
- ① 会議の日時及び場所
- ② 会員数及びその出席者
- ③ 議事の経過概要及びその結果

(実行委員会)

第18条 実行委員会は、実行委員長が議長となり、各実行委員をもって構成し、必要に応じて、 他の会員を適宜出席せしめることができる。

2 実行委員会は、ミニトン関西選手権、関西水域で開催されるミニトン全日本選手権の運営に当たり、大会に関わるすべての事項を審議決定する。

(実行委員会の招集)

第19条 実行委員会は、実行委員長が必要と認めたとき、役員、顧問、および複数の実行委員から要請のあったとき、実行委員長が招集する。

(実行委員会の定足数及び議決)

第20条 実行委員会は、実行委員の過半数が出席しなければ議事を開き審議決定することができない。

2 実行委員会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表 決し、又は他の出席実行委員に議決権の行使を委任することができる。この場合はその実行委 員は、出席したものとみなす。

(実行委員会議事録)

第21条 実行委員会の議事については実行委員会議事録を作成しなければならない。

- 2 実行委員会議事録は、実行委員会が作成し、少なくとも次に掲げる事項を記載し、実行委員長が署名するものとする。
 - ① 行委員会会議の日時及び場所
 - ② 行委員数及びその出席者
 - ③ 実行委員会議事の経過概要及びその結果

(事業年度)

第22条 本支部の事業年度は、毎年11月1日に始まり、10月31日に終わる。

(経費の支弁)

第23条 本支部の経費は、入会金、年会費、レース参加料、寄付金、その他の収入により支弁 する。